

令和7年度

福島合同庁舎照明設備改修工事

特別仕様書

東北農政局

第1章 総則

福島県合同庁舎照明設備改修工事の施工に当たっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（以下「標準仕様書」という。）及び同「公共建築改修工事標準仕様書」（以下「改修標準仕様書」という。）に基づいて実施する。

標準仕様書及び改修標準仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、福島合同庁舎（4, 5階）の照明設備について、改修工事を行うものである。

2. 工事場所

福島県福島市霞町1-46

3. 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

- | | |
|----------------------|-------|
| (1) 福島合同庁舎 4階 照明設備改修 | |
| 1) 既設照明器具撤去 | 23 台 |
| 2) LED 照明器具設置 | 24 台 |
| (2) 福島合同庁舎 5階 照明設備改修 | |
| 1) 既設照明器具撤去 | 160 台 |
| 2) LED 照明器具設置 | 161 台 |
| (3) 有価材計量（既存機器） | 1 式 |
| (4) 産業廃棄物処理 | 1 式 |

4. 工事数量

別紙工事数量表のとおりである。

第3章 施工条件

1. 工事期間

本工事の作業着手は速やかに行うものとし、その詳細については監督職員と打合せるものとする。

2. 工事を施工しない日及び工事を施工しない時間帯

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 工事を施工しない日 | 発注者と受注者の間で協議の上、別に定める。 |
| (2) 工事を施工しない時間帯 | 原則、平日の午後5時から午前8時まで。ただし、発注者と受注者の間で協議の上、別に定める場合はこの限りでない。 |

3. 工事用電力及び用水

本工事に必要な電力及び用水は、受注者の負担とする。

第4章 工事用材料

1. 見本又は資料提出

本工事で使用する工事用材料は、別紙工事数量表に示す規格以上のものとし、使用前に試験成績書、品質証明書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。

第5章 施工

1. 一般事項

- (1) 施工に先立ち、工事工程表及びその補足として週間工程表を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (2) 施工に先立ち、作業日毎に入場作業員名簿及び庁舎敷地に駐車する車両番号と台数を、監督職員に提出するものとする。なお、極力減車に協力するものとする。
- (3) 作業実施に当たっては、必要な養生を行うものとする。また、庁舎内の作業終了後は、その都度清掃及び後片付けを行い、通常の勤務に支障のないようにするものとする。
- (4) 工事施工に当たっては、庁舎施設・備品等に損傷を与えないよう十分注意するものとする。なお、受注者の責により損傷を与えた場合は、速やかに復旧するものとする。
- (5) 施工前、施工後で分電盤の分岐回路ごとに施工前後の絶縁抵抗を測定し、施工によって絶縁劣化のないことを確認し、監督職員に書面にて報告するものとする。
- (6) 導入施設内で照明器具の配線等に不具合が確認された箇所については、監督職員と対応について協議するものとする。
- (7) 既存照明器具の撤去にあたり、PCB 使用安定器の有無を確認する調査を行い、監督職員に報告するものとする。なお、PCB 使用安定器が確認された場合の処理については、監督職員と協議するものとする。
- (8) 工事の施工に伴い撤去した既存機器は、有価物スクラップの金属類として、計量可能な計量所で計量を行った後、監督職員の指示する場所に存置するものとする。
- (9) 有価物スクラップの金属類は、重量の計量票を添付して、発生材報告書を監督職員に提出するものとする。
- (10) 本工事の施工上の収まり又は取り合い等の関係で、工法等を変更する必要が生じた場合は、事前に監督職員と協議するものとする。
- (11) 公共道路の使用に当たっては、地域住民及び一般車両の通行を優先し、通行に支障を及ぼさないよう受注者において事故防止に努めなければならない。
また、善良な道路使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合は、監督

職員と協議するものとする。

なお、受注者の責により当該道路に損傷を与えた場合は、速やかに関係者と協議の上、受注者の責任により復旧するものとする。

(12) 工事用車両による公共道路の路面汚濁の防止及び、路面清掃等の維持管理を行うものとする。

(13) 工事車両の運行に当たっては、通学時間帯に配慮して行うものとする。

(14) 工事車両の庁舎敷地内資機材搬入出時等の走行に当たっては、職員等との交通事故の防止に努めなければならない。

(15) 工事施工に当たっては、騒音、振動、粉塵等の対策について十分に配慮し、職員等との協調を図り、工事の円滑な進捗と事故防止に努めなければならない。

2. 建設資材廃棄物等の搬出

工事施工に伴う建設資材廃棄物は、関係法令に従い適切に搬出処理するものとするが、これによりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材 廃棄物	処 理 施設名	住 所	受け入れ 時 間	事業区分
蛍光管	阿部建材工業(株)	福島市町庭坂字杉ノ下 10-19	午前8時～ 午後5時	最終処分

3. 特定建設資材の分別解体等

本工事における建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

工程 ごとの 作業 内容 及び 解体 方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	■手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	■手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

第6章 工事現場管理

1. 主任技術者の資格

主任技術者の資格は、1級電気工事施工管理技士又は2級電気工事施工管理技士若しくは同等以上の能力を有するものとする。

なお、資格及び能力等を証明する資料は、監督職員に提出するものとする。

2. 施工管理及び品質管理

施工管理及び品質管理は、標準仕様書 1 章 3 節及び改修標準仕様書 1 章 3 節によるものとする。

第 7 章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に明示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- 1) 施工上の収まり又は取り合い等の関係で工法等に変更が生じた場合
- 2) 工程制限の休日作業と平日作業に必要なが生じた場合
- 3) 建設資材廃棄物等の搬出場所及び数量等に変更が生じた場合（受注者の責によらない）
- 4) 交通誘導警備員 B を配置する必要があるが生じた場合
- 5) 工事数量の精査により変更が生じた場合
- 6) 熱中症対策に係る費用の変更が生じた場合
- 7) 現場環境（快適トイレ）の整備について、発注者及び受注者協議の上、整備に必要な費用の変更が生じた場合
- 8) 誰もが働きやすい現場環境（トイレ・更衣室）の整備について、発注者及び受注者協議の上、整備に必要な費用の変更が生じた場合
- 9) 設計変更に必要な調査、設計、図面作成、数量算出を監督職員が指示した場合
- 10) 第三者との協議により変更が生じた場合
- 11) その他発注者及び受注者協議の上、必要と認めた場合

第 8 章 その他

1. 電子納品

工事完成図書は、標準仕様書 1 章 7 節及び改修標準仕様書 1 章 9 節に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成時の提出図書の電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R） 正副 2 部
- ・工事完成時の提出図書の出力 1 部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

2. 熱中症対策に係る費用の計上

本工事は、次の熱中症対策を実施する場合については、受発注者間で必要な設置期間等を協議のうえ、設計変更により対応する試行工事である。

- 1) 遮光ネット（足場に設置するものに限る）
- 2) ドライミスト
- 3) 暑さ指数（WBGT 値）の計測装置

3. 現場環境の改善の試行

本工事は、現場環境及び誰もが働きやすい現場環境の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

なお、トイレは男女別トイレを基本とし、次の設備・機能を満たすものとする。

- 1) 洋式便座
- 2) 簡易水洗
- 3) 臭い逆流防止機能（フラッパー機能）
- 4) 容易に開かない施錠機能（二重ロック等）
- 5) 照明設備（電源がなくても良いもの）

6) 付属設備（衣装掛け等のフック付き又は荷物置き場・鏡・手洗いの機能）

第9章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

工事数量表

令和7年度 福島合同庁舎照明設備改修工事				
工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
直接工事費	電気設備工事（改修）			
1. 仮設工事				
内部足場（脚立足場 改修）（休日作業）	1800mm級 階高4m以下 2箇月	床㎡	10.0	転用あり
仮設材運搬	4tトラック 往復	式	1.0	
養生（内部改修）（休日作業）		床㎡	311.0	
養生（搬出入路部分）（休日作業）		床㎡	421.0	
整理清掃後片付け（内部改修）（休日作業）		床㎡	311.0	
整理清掃後片付け（搬出入路部分） （休日作業）		床㎡	421.0	
2. 電灯設備				
(1) 電灯分岐				
照明器具（A-LED）（休日作業）	LSR3-20-48[埋込形]、材工共 ベースライト形 5200(1m)タイプ	台	125.0	参考品番 XFX450VENLE9相当
照明器具（B-LED）（休日作業）	LSR3-20-37[埋込形]、材工共 ベースライト形 4000(1m)タイプ	台	9.0	参考品番 XFX440VENLE9相当
照明器具（G-LED）（休日作業）	LSS10-4-48[露出形]ベースライト 形、材工共 5200(1m)タイプ	台	2.0	参考品番 XFX450DENLE9相当
照明器具（J-LED）（休日作業）	スクエアベースライト[埋込形]450 角、材工共4500(1m)タイプ	台	1.0	参考品番 XLX140UENLA9相当
照明器具（K-LED）（休日作業）	埋込（特注）5200LM×3タイプ 下面乳白パネル、材工共	台	6.0	特注仕様
照明器具（L-LED）（休日作業）	ミラー灯、LBF2・4[露出形]フランク ット形、840(1m)タイプ、材工共	台	1.0	参考品番 LGB85042LE1
非常用照明器具（M-LED）（休日作業）	埋込W300 5200LMタイプ 電源別置型、材工共	台	5.0	参考品番 XDL459VGNLE9相当
非常用照明器具（N-LED）（休日作業）	埋込W300 4000LMタイプ 電源別置型、材工共	台	1.0	参考品番 XDL449VGNLE9相当
非常用照明器具（P-LED）（休日作業）	K0-LRS11-D10 電源別置 型、材工共	台	16.0	参考品番 NNFB84605相当
非常用照明器具（Q-LED）（休日作業）	K0-LRS11-D10, 150角, リニューアル プレート共, 電源別置型, 材工共	台	17.0	参考品番 NNFB84605 +FK80002相当
非常用照明器具（R-LED）（休日作業）	非常灯、K0-LSS11、直付 [露出形]、材工共	台	2.0	参考品番 NNFB84005相当

工種・種別・細別	規 格	単 位	数 量	備 考
(2) 配線器具				
配線器具(休日作業)	ワイドハンドル型スイッチ 1P15A×3、材工共	個	1.0	
配線器具(休日作業)	ワイドハンドル型スイッチ 1P15A×4、材工共	個	2.0	
(3) ケーブル				
ケーブル(休日作業)	EM-EE-F 2.0-2C ころがし、 材工共	m	25.0	
ケーブル(休日作業)	EM-EE-F 2.0-2C 管内、材工 共	m	8.0	
ケーブル(休日作業)	EM-EE-F 2.0-3C ころがし、 材工共	m	32.0	
ケーブル(休日作業)	EM-EE-F 2.0-3C 管内、材工 共	m	3.0	
ケーブル(休日作業)	EM-FP 2.0-2C ころがし、材 工共	m	20.0	
ケーブル(休日作業)	EM-FP 2.0-2C 管内、材工共	m	3.0	
(4) 電線管				
電線管(休日作業)	E25mm 露出塗装、材工共	m	3.0	
3. 既設照明器具撤去工事				
(1) 撤去工事				
撤去 照明器具(休日作業)	直付 FL40W×2	台	2.0	
撤去 照明器具(休日作業)	埋込 FL40W×2	台	134.0	
撤去 照明器具(休日作業)	埋込 FL20W×4	台	1.0	
撤去 照明器具(休日作業)	埋込 FL40W×4	台	6.0	
撤去 照明器具(休日作業)	壁付 FL10W×1	台	1.0	
撤去 非常用照明器具(休日作業)	埋込 FL40W×2	台	6.0	
撤去 非常用照明器具(休日作業)	埋込 IL60W×1	台	33.0	
撤去 配線器具(休日作業)	ﾀﾝﾌﾞﾗｽｲｯﾁ 1P15A×1	個	2.0	

工種・種別・細別	規 格	単 位	数 量	備 考
撤去 配線器具(休日作業)	タンブラスイッチ 1P15A×4	個	2.0	
撤去 配線器具(休日作業)	タンブラスイッチ 1P15A×5	個	1.0	
撤去 ケーブル(休日作業)	IV 2.0×1	m	151.0	
4. 有価材計量 (既存機器)				
有価材積込・運搬・計量・集積 (休日作業)	積込・集積 人力 4t車 L=10km以下 往復	t	1.01	
5. 産業廃棄物積込運搬				
積込 (蛍光管) (休日作業)	人力	m ³	0.5	
運搬 (蛍光管)	4t車 L=10km以下	kg	72.0	
6. 産業廃棄物処理				
処理費 (蛍光管)		kg	72.0	